

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（「ひなび」車両で運転する列車に対する特別車両料金の設定等に伴う改正）

現 行	改 正																		
(前略)	(前略)																		
(特別車両料金)	(特別車両料金)																		
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。																		
(1) 特別車両料金(A)	(1) 特別車両料金(A)																		
(中略)	(中略)																		
(2) 特別車両料金(B)	(2) 特別車両料金(B)																		
イ ロ、ハ及びニ以外の特別車両料金(B)	イ ロ、ハ及びニ以外の特別車両料金(B)																		
(中略)	(中略)																		
ニ 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)	ニ <u>「ひなび」車両で運転する列車及び</u> 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)																		
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業キロ</td> <td style="text-align: center;">150キロ</td> <td style="text-align: center;">151キロ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地帯</td> <td style="text-align: center;">メートルまで</td> <td style="text-align: center;">メートル以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 2,000</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> </tr> </table>	営業キロ	150キロ	151キロ	地帯	メートルまで	メートル以上	料金	円 2,000	円 3,000	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業キロ</td> <td style="text-align: center;">150キロ</td> <td style="text-align: center;">151キロ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地帯</td> <td style="text-align: center;">メートルまで</td> <td style="text-align: center;">メートル以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 2,000</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> </tr> </table>	営業キロ	150キロ	151キロ	地帯	メートルまで	メートル以上	料金	円 2,000	円 3,000
営業キロ	150キロ	151キロ																	
地帯	メートルまで	メートル以上																	
料金	円 2,000	円 3,000																	
営業キロ	150キロ	151キロ																	
地帯	メートルまで	メートル以上																	
料金	円 2,000	円 3,000																	
(中略)	(中略)																		
(大人座席指定料金)	(大人座席指定料金)																		
第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。																		
(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金	(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金																		
(中略)	(中略)																		
(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金	(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金																		
イ ロ以外の大人座席指定料金	イ ロ以外の大人座席指定料金																		
第1号に定める額とする。	第1号に定める額とする。																		
ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両 <u>若しくは</u> 「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車 <u>又は</u> 客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金	ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両 <u>及び</u> 「ひなび」車両により運転する列車 <u>並びに</u> 客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席																		

現 行			改 正		
840 円とする。			指定料金 840 円とする。		
(以下略)			(以下略)		
別表第 1 号の 3 (第 57 条の 3)			別表第 1 号の 3 (第 57 条の 3)		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)		
2023 年	4 月	10 日から 13 日まで、17 日から 20 日まで、24 日から 27 日まで	2024 年	4 月	8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで
	5 月	8 日から 11 日まで		5 月	7 日から 9 日まで
	6 月	1 日、5 日から 8 日まで、12 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで		6 月	3 日から 6 日まで、10 日から 13 日まで、17 日から 20 日まで、24 日から 27 日まで
	7 月	3 日から 6 日まで、10 日から 13 日まで、18 日から 20 日まで		7 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで
	8 月	28 日から 31 日まで		8 月	26 日から 29 日まで
	9 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、19 日から 21 日まで、25 日から 28 日まで		9 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、17 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで、30 日
	10 月	2 日から 5 日まで		10 月	1 日から 3 日まで
	11 月	-		11 月	-
	12 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、18 日から 21 日まで		12 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 25 日まで
	2024 年	1 月		9 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで、29 日から 31 日まで	2025 年
2 月		1 日、5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、26 日から 末日まで	2 月	3 日から 6 日まで、12 日、13 日、17 日から 20 日まで、25 日から 27 日まで	
3 月		-	3 月	-	
別表第 1 号の 4 (第 57 条の 3)			別表第 1 号の 4 (第 57 条の 3)		

現 行

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)

2023年	4月	<u>1日、2日</u>
	5月	-
	6月	-
	7月	<u>14日から17日まで、28日から30日まで</u>
	8月	<u>4日から6日まで、9日、12日、14日、15日、19日、20日、25日から27日まで</u>
	9月	<u>15日から18日まで</u>
	10月	<u>6日から9日まで、13日から15日まで、20日から22日まで、27日から29日まで</u>
	11月	<u>2日から5日まで、10日から12日まで、17日から19日まで、22日から26日まで</u>
	12月	<u>28日、31日</u>
2024年	1月	2日、 <u>5日</u>
	2月	<u>9日から12日まで</u>
	3月	<u>22日から31日まで</u>

別表第1号の5 (第57条の3)

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第3号イ)

2023年	4月	<u>28日から30日まで</u>
	5月	1日から <u>7日まで</u>
	6月	-
	7月	-
	8月	<u>10日、11日、13日、16日</u>
	9月	-
	10月	-

改 正

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)

2024年	4月	-
	5月	-
	6月	-
	7月	<u>12日から15日まで、26日から28日まで</u>
	8月	<u>2日から4日まで、8日、12日、13日、16日、17日、23日から25日まで</u>
	9月	<u>13日から16日まで、20日から23日まで</u>
	10月	<u>4日から6日まで、11日から14日まで、18日から20日まで、25日から27日まで</u>
	11月	<u>1日から4日まで、8日から10日まで、15日から17日まで、22日から24日まで、29日、30日</u>
	12月	<u>1日、27日、30日、31日</u>
2025年	1月	2日、 <u>3日</u>
	2月	-
	3月	<u>20日から31日まで</u>

別表第1号の5 (第57条の3)

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第3号イ)

2024年	4月	<u>26日から30日まで</u>
	5月	1日から <u>6日まで</u>
	6月	-
	7月	-
	8月	<u>9日から11日まで、18日</u>
	9月	-
10月	-	

現 行			改 正		
2024年	11月	-	2025年	11月	-
	12月	<u>29</u> 日、 <u>30</u> 日		12月	<u>28</u> 日、 <u>29</u> 日
	1月	<u>3</u> 日、 <u>4</u> 日		1月	<u>4</u> 日、 <u>5</u> 日
	2月	-		2月	-
	3月	-		3月	-
(以下略)			(以下略)		

附則

この通達は、令和5年12月23日乗車となるものから施行する。ただし、別表第1号の3、別表第1号の4及び別表第1号の5に係る改正は令和6年4月1日乗車となるものから施行する。